

小矢部市建設業者競争入札格付基準

(趣旨)

**第1条** 小矢部市建設業者選考審議会規程（平成13年小矢部市訓令第3号）に基づき設置する建設業者選考審議会（以下「審議会」という。）において、公平かつ適正な選定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(格付業種)

**第2条** 格付対象とする業種は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事とする。

(総合評点)

**第3条** 建設業者の格付基準となる総合評点は、経営事項審査評点（国土交通大臣又は知事が建設業者の経営に関する客観事項を審査した数値）に、工事成績に対する評点を加算した点数とする。

工事成績	評点	備考
70点以上	$(\text{工事成績評点} - 70) \times 2$ により求めた点数	工事成績は、小矢部市発注工事において、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に完工検査した工事業種ごとの成績評点の平均点（小数点以下四捨五入）をいう。（共同企業体の構成員として施工した実績も含む。）
65点から69点まで	0点	
64点以下	$(\text{工事成績評点} - 65) \times 2$ により求めた点数	

(格付基準)

**第4条** 格付基準は、次のとおりとする。

業種	等級	総合評点
土木一式工事	A	930点以上

	B	820点以上930点未満
	C	700点以上820点未満
	D	700点未満
建築一式工事	A	900点以上
	B	900点未満
電気工事	A	755点以上
	B	755点未満
管工事	A	780点以上
	B	700点以上780点未満
	C	700点未満

**附 則**

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。

**附 則**

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。

**附 則**

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。

**附 則**

この告示は、令和7年4月1日から施行し、この告示による改正後の小矢部市建設業者競争入札格付基準の規定は、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札について適用する。